

エコマーク運営委員会規程の一部改正（委員任期の変更）（案）

財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

エコマーク運営委員会の委員の任期は、エコマーク運営委員会規程第3条において1年と規定されているところであるが、基本的な重要事項を審議する委員会の委員の任期としては短いこと、および財団法人日本環境協会における他の運営委員会では委員の任期をみな2年としていることに照らし、エコマーク運営委員会規程の当該部分を改正し、委員の任期を2年に変更することをお諮りします。

なお、施行日は平成20年4月1日とします。

（財団法人日本環境協会の規程）

- ・ 全国地球温暖化防止活動推進センター運営委員会

全国地球温暖化防止活動推進センター運営規程第10条（運営委員の任期）で2年とする。

- ・ 土壌汚染対策基金運営委員会

土壌汚染対策基金運営委員会運営要領第4条（委員）で2年とする。

（参考）

- ・ 中央環境審議会

中央環境審議会令第五条（委員の任期等）で2年とする。

以上

エコマーク運営委員会規程

エコマーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

（所掌事務）

第1条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) エコマーク事業の実施計画および予算の審議
- (2) エコマーク事業実施要領の制定・見直しおよびエコマーク類型・基準制定委員会・エコマーク審査委員会ガイドラインなどの制定・見直し
- (3) その他エコマーク事業の運営に関する事項の審議

（構成および委員の委嘱）

第2条 運営委員会は15名以上25名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、財団法人 日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1) 環境保全に関する学識者
- (2) 関係行政機関、消費者関係団体、事業者関係団体などの有識者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は12年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を越えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（運営委員会の開催）

第5条 運営委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 運営委員会は、原則として年2回開催するものとする。

（会議の定足数および議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事および議決について、あらかじめ書面により

意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が出席し議決に参加できるものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

(附則)

- 1 昭和63年 8月 1日制定施行
- 2 平成 6年 4月 1日改定施行
- 3 平成11年 9月29日改定施行
- 4 平成12年10月 1日改定施行
- 5 平成20年 4月 1日改定施行 (予定)

・全国地球温暖化防止活動推進センター運営規程

(運営委員の任期)

第10条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 現に運営委員である者の異動等に伴いまたは増員により委嘱された運営委員の任期は、他の運営委員の残任期間とする。

・土壌汚染対策基金運営委員会運営要領

(委員)

第4条 委員は、都道府県等、土壌汚染関連企業及び学識経験のある者のうちから、(財)日本環境協会理事長(以下、「理事長」という。)が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

・中央環境審議会令

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、(以下略)